

指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン

令和 2 年 9 月
総 務 省

1. 目的

卸電気通信役務の提供に係る市場は、加入者回線設備のボトルネック性や電波の有限希少性等により、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「指定事業者」という。）には、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務（以下「指定設備卸役務」という。）の提供料金及び提供条件に係る協議において、強い交渉力を有し、優位な地位に立つものとなっており、適正な交渉が十分に期待できない。

ただし、指定設備卸役務について、代替手段として接続が確保され、接続制度によって適正かつ公平な提供料金及び提供条件が実現している場合、指定設備卸役務において適正な契約交渉が行われることが期待できる。

本ガイドラインは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 29 条第 1 項第 5 号において、業務改善命令の要件として「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき」と規定されていることから、指定設備卸役務について、接続による代替性を評価し、それが不十分である場合に指定設備卸役務の提供料金（以下「卸料金」という。）が適正に定められていることを検証することで、電気通信事業者間の公正競争を確保することを目的とするものである。

2. 検証の実施方法

(1) 検証対象

指定設備卸役務の提供を受けて業務を行う電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）から、適正性に関する具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。なお、検証対象となる指定設備卸役務については、総務省から当該指定設備卸役務を提供している指定事業者に対し、検証対象である旨通知するとともに、その旨総務省ホームページ等により公表する。

(2) 検証方法

検証は、(1)において検証対象となった指定設備卸役務について、接続による代替性の検証と卸料金の適正性検証の 2 つのステップにより行う。

ステップ1：接続による代替性の検証

ア 具体的な検証方法

接続による代替性の検証は、卸先事業者からみた指定設備卸役務の接続による代替性という観点で検証するものとし、以下の点を総合的に評価する。

- a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。
- b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザーに提供可能か。
- c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。
- d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。

イ 検証結果の活用

アの検証の結果、接続による代替性があると評価される指定設備卸役務については、ステップ2の検証を実施しないものとする。他方、接続による代替性がない、又は不十分と評価される指定設備卸役務については、ステップ2の検証に進み、それぞれの区分に応じた方法により検証を実施する。

なお、検証対象となった指定設備卸役務が、2以上の指定事業者により提供されている場合において、アに掲げるa)～d)の観点から評価するに当たり、指定事業者ごとに状況が異なる場合には、指定事業者ごとに接続による代替性を評価し、ステップ2の検証実施の有無等も指定事業者ごとに判断するものとする。

ステップ2：卸料金の適正性検証

ステップ1の接続による代替性の検証において、接続による代替性がないと評価される指定設備卸役務については、次のアに記載する重点的な検証とともに、ウに記載する時系列比較による検証を実施する。

他方、接続による代替性が不十分と評価される指定設備卸役務については、次のイに記載するその他の検証を実施するとともに、ウに記載する時系列比較による検証を実施する¹。

ア 重点的な検証

¹ ただし、現に公正競争上著しい弊害が生じている場合には、接続による代替性がないと評価される指定設備卸役務と同様に、イに記載するその他の検証に代えて、アに記載する重点的な検証を実施する。

検証方法

重点的な検証の対象とされた指定設備卸役務について、a)[能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた額]が、b)[卸料金]を下回らないものであるか否かを検証する。

a)の算定方法については、卸料金は、指定設備卸役務に用いられる設備の使用料とすることを基本的な考え方としつつも、卸電気通信役務制度において、相対協議による自由な料金その他の提供条件の設定が認められ、積極的な営業活動が見込まれることを踏まえることとし、具体的には、適正な原価には、当該指定設備卸役務に用いられる設備の構築・維持・保全に関連する費用²（例：施設保全費、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料、試験研究費、租税公課）を基本としつつ、設備への帰属が認められる営業費、指定設備卸役務の提供の際に必要な営業費についても算入が認められることとする³。

適正な利潤は、設備構築に係る資本調達コストと捉え、設備等の正味固定資産価額等に基づきレートベースを設定し、これに基づき、自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税を算定する方式を採用することとする。

指定事業者において、上記 a)及び b)を算定し、算定根拠とともに総務省に報告するものとする。その際、指定設備卸役務の提供の際に必要な営業費については、指定事業者は、その算定根拠及び必要性の根拠を、費用の細目ごとに報告するものとする。また、報告の内容については、総務省において、重点的な検証の対象とされた指定設備卸役務に応じて、検証に必要な範囲内でより具体的に定めることができるものとする。

総務省は、指定事業者からの報告に基づき、a)及び b)の算定の適正性を検証し、a)が b)を下回らないものであるか否かを検証するものとする。なお、a)及び b)の算定が適正に行われていない場合には、総務省はその旨指定事業者に対して指摘を行い、算定方法の是正を求めるものとし、指定事業者は必要な是正を行った上で再報告を行うものとする。

指定事業者は、検証に当たり、その他考慮すべき事項がある場合、当該事項を総務省への報告に付記することができる。また、総務省は、その他考慮すべき事項があると認める場合、指定事業者から報告を求めることとする。

² 設備の構築・維持・保全に関連する費用には、自社設備に係る費用に加え、接続料支払等の他事業者設備の利用に係る費用も含まれる。

³ 指定設備卸役務の提供の際に必要な営業費として、「卸先事業者との協議に要する稼働コスト」、「卸役務の提供及び管理に要する稼働全般に係る営業費」及び「卸先電気通信事業者に対する販売奨励金」等が原価への算入が認められるかどうかについては、卸先事業者が当該コストにより直接的に便益を享受しているかどうかの基準に照らして個別に判断するものとする。なお、「指定事業者自身の顧客獲得・維持に係るコスト」については、原価への算入は認められない。

検証結果の評価

総務省は、検証結果に応じて「妥当」、「おおむね妥当」、「不当」又は「評価保留」と評価するものとする。

a)がb)を下回らないものと認められる場合、「妥当」と評価することとする⁴。ただし、a)がb)を下回らないものと認められる場合であっても、その他考慮すべき事項を踏まえて、「妥当」以外の評価を行うことができる。

一方、a)がb)を下回らないものと認められない場合、総務省は、指定事業者に対し、卸料金が不当な競争を引き起こすものではないことの論拠の提示を求めるものとする。総務省においては、当該論拠について検証を行い、評価を行うものとする。

検証結果の評価において、「不当」と評価された指定設備卸役務については、電気通信事業法第29条第1項第5号の「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすもの」に該当する可能性があることから、当該卸料金を是正するために総務省は所要の措置を講ずることとする。

検証結果の公表

総務省において、検証結果を整理の上、指定事業者等の正当な利益を害するおそれのある部分を除き、公表するものとする。

イ その他の検証

検証方法

その他の検証の対象とされた指定設備卸役務について、a) [接続料相当額]を算定し、b) [卸料金] の差分において回収しようとしている費用項目について、指定事業者において差分の妥当性を自ら検証して総務省に検証結果を報告する。

検証結果の公表

総務省において、指定事業者等の正当な利益を害するおそれのある部分を除き、検証結果を整理の上、差分において回収しようとしている費用項目を含め、概要を公表する。

⁴ ただし、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」において、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務について、「卸提供事業者が適正なコストを著しく下回る料金を設定することにより、加入光ファイバ等の設備を設置して電気通信事業を営む他の電気通信事業者を排除又は弱体化させる結果となる場合等」は、電気通信事業法上問題となり得るとされている点に留意が必要である。

ウ 時系列比較による検証

検証方法

ステップ1の接続による代替性の検証の結果、接続による代替性があると評価された指定設備卸役務以外の卸役務について、) [接続料相当額]⁵、) [卸料金の額]⁶、) [小売料金の額]⁷について、直近3年間の額を時系列で比較し、コストの変動が適切に卸料金の反映されているか、反映されていない場合には、どのような事由があるかについて、指定事業者自ら検証し、検証結果を総務省に報告する。

検証結果の公表

総務省において、指定事業者等の正当な利益を害するおそれのある部分を除き、検証結果を整理の上、毎年度の差分の変動状況等を含め、概要を公表する。

3. その他

本検証については、当面の間、少なくとも年に1回は実施するものとし、指定事業者や卸先事業者等に加え、有識者から意見を聴取する機会を設け、その意見を踏まえた上で、検証結果を取りまとめるものとする。なお、過去の検証において、接続による代替性があると評価された指定設備卸役務について、適正性に関する具体的な課題が相当数寄せられた場合には、過去の検証時点との状況の変化を確認した上で、状況の変化が認められる場合には、改めて検証を実施するものとする。

また、接続による代替性がないと評価された指定設備卸役務について、検証後に指定事業者による代替性向上に関する取組が行われ、改めて検証した結果、接続による代替性があると認められた場合には、総務省において、その状態が継続しているか、公正競争上の弊害が生じていないかを一定期間確認する。

本ガイドラインは、検証の実施状況や競争環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

⁵) [接続料相当額]については、接続料として接続約款に記載されている額についてのみを指しているのではなく、該当する指定設備卸役務を提供するに当たって利用している設備について接続料に準じた算定方法により求めた額も含むものとする。

⁶) [卸料金の額]については、割引等を卸先事業者に行っている場合には、それを考慮した額とすること。

⁷) [小売料金の額]については、割引を考慮した額とすること。